

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月28日
【会社名】	コナミ株式会社
【英訳名】	KONAMI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上月 拓也
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員財務・経理部長 本林 純一
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂9丁目7番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の経営者は、財務報告に係る適切な内部統制を構築し、維持する責任を有しています。財務報告に係る内部統制については、米国1934年証券取引所法規則13a - 15(f)において、「財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した外部報告目的の財務諸表作成に対して合理的な保証提供することを目的として、経営者や財務責任者自身もしくはその監督下において整備され、取締役会、経営者及び従業員により実行される手続」と定義されており、以下についての方針及び手続を含んでいます。

- (1) 会社の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで正確かつ適正に反映する記録の維持に関するもの。
- (2) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した財務諸表を作成するために必要な取引が記録されていること、及び、収入と支出が経営者及び取締役の承認に基づいてのみ実行されることについて合理的な保証を提供するもの。
- (3) 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある資産の未承認の取得、使用、処分を防止または適時に発見することについての合理的な保証を提供するもの。

財務報告に関する内部統制には固有の限界があるため、虚偽表示を防止または発見できない可能性があります。また、将来の期間にわたる有効性の評価の予測には、状況の変化によって統制が不適切となるリスク、または方針や手続への遵守の程度が低下するリスクを伴います。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社の経営者は、平成25年3月31日現在における財務報告に係る内部統制の有効性を評価しました。この評価にあたり、当社の経営者はトレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が公表した内部統制の統合的枠組みにおいて確立された規準を利用しております。

3【評価結果に関する事項】

この評価に基づいて、経営者は当社の平成25年3月31日現在における財務報告に関する内部統制は有効であると判断いたしました。また、当社の独立登録監査人である有限責任 あずさ監査法人は、当社の財務報告に係る内部統制の有効性に関する監査報告書を発行しております。

4【付記事項】

本内部統制報告書は米国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法に準拠して作成しています。我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した場合との、主要な相違点は下記のとおりです。

- (1) 有価証券報告書の「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを評価の対象としており、個別財務諸表のみに関連する内部統制や、「経理の状況」以外に掲げられている財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る内部統制は評価の対象に含まれていません。
- (2) 持分法適用会社の内部統制は評価の対象に含まれていません。

5【特記事項】

該当事項はありません。